

山梨県公報

号外第二十九号

令和元年

十月十八日

金 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例……………二
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例及び山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例……………七
- 専門学校山梨県立農業大学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県卸売市場条例を廃止する等の条例……………八

条例のあらまし

○ 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第十八号)(人事課)

1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による地方公務員法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

- (一) 期末・勤勉手当及び退職手当の支給対象者、支給額等に関する規定から、地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項により失職した場合を削除する。
- (二) その他規定の整備を行う。

2 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係

法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる日から施行することとした。

○ 山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第十九号)(建築住宅課)

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に鑑み、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請及び変更認定の申請に係る手数料について、複数の建築物に係る認定の申請を行う場合の手数料を加えることとした。

2 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

○ 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第二十号)(警察本部運転免許課)

1 道路交通法施行令の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

- (一) 大型、中型及び準中型自動車免許に係る運転免許試験手数料について、運転免許を失効した場合で、公安委員会がやむを得ないと認める事情があったときの額を定める。
- (二) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証交付手数料について、運転免許を失効した場合で、公安委員会がやむを得ないと認める事情があったときの額を定める。
- (三) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証再交付手数料の額を改定する。

2 この条例は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる日から施行することとした。

○ 山梨県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例(条例第二十一号)(障害福祉課)

1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 年金管理者における成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化を図る。
- (二) その他規定の整備を行う。

2 この条例は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

○ 山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第二十二号)(医務課)

1 県内における医師の確保の一層の促進を図るため、次の改正を行うこととした。

- (一) 医師修学資金及び研修資金の返還に当たっては、臨床研修を開始した日等から返還すべき理由が生じた日までの日数に並び、年十パーセントの利息を付する。
- (二) 第二種医師修学資金の返還免除の要件について、次のとおり見直しを行う。

(1) 県外大学の医学を履修する課程を修めて卒業した者について、県内病院が実施

する臨床研修を修了することを要件とする。

(2) 専門研修を受ける者について、県内病院が実施する専門研修を修了することを要件とする。

(三) その他規定の整備を行う。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例及び山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例** (条例第二十三号) (産業人材育成課)

1 本県産業の発展に資する優れた人材を確保するため、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部改正

(1) 山梨県立峡南高等技術専門校の入校料を、減免することができる対象に追加する。

(2) その他規定の整備を行う。

(二) 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部改正

(1) 山梨県立産業技術短期大学校の入学料を、減免することができる対象に追加する。

(2) その他規定の整備を行う。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例** (条例第二十四号) (森林整備課)

1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 土砂の埋立て等の許可における成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化を図る。

(二) その他規定の整備を行う。

2 この条例は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

○ **山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例** (条例第二十五号) (教育庁高校改革・特別支援教育課)

1 山梨県立青洲^{しほ}高等学校を西八代郡市川三郷町に設置することとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例** (条例第二十六号) (教育庁高校教育課)

1 県立高等学校の定時制及び通信制課程への修学を支援するため、授業料の一部に自己負担が生じている定時制及び通信制課程の生徒について、授業料の減免の対象とすることとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例** (条例第二十七号) (地域産業振興課)

1 大学等における修学の支援に関する法律の制定に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県立宝石美術専門学校の入学料を、減免することができる対象に追加する。

(二) その他規定の整備を行う。

2 この条例は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日から施行することとした。

○ **専門学校山梨県立農業大学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例** (条例第二十八号) (農業技術課)

1 大学等における修学の支援に関する法律の制定に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 専門学校山梨県立農業大学校の入学料を、減免することができる対象に追加する。

(二) その他規定の整備を行う。

2 この条例は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日から施行することとした。

○ **山梨県卸売市場条例を廃止する等の条例** (条例第二十九号) (販売・輸出支援室)

1 卸売市場法の一部改正に伴い、山梨県卸売市場条例を廃止することとした。

2 山梨県附属機関の設置に関する条例について、山梨県卸売市場審議会を廃止することとした。

3 この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律第一条第三号に掲げる日から施行することとした。

条 例

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年十月十八日

山梨県条例第十八号

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例

山梨県知事 長 崎 幸太郎

第一条 山梨県職員給与条例の一部改正

山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十一条中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第三十二条第三項中「、若しくは失職し」を削る。

第三十二条の二第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第三十三条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第三十四条第五項中「定が」を「定めが」に、「前四項」を「前各項」に改め、同条第六項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第二条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「定が」を「定めが」に、「前四項」を「前各項」に改め、同条第六項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「人事委員会」を「人事委員会規則で」に改める。

第二十二条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第二十二条の二第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した教育職員を除く。)」を削る。

第二十二条の四第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

第三条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第三十条第三項中「、若しくは失職し」を削る。

第三十条の二第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第三十一条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項

の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第三十二条第五項中「定が」を「定めが」に、「前四項」を「前各項」に改め、同条第六項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)附則第一条第二号に掲げる日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十九号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の百八十六の項中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(一)を「一の建築物ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(一)に改め、「額」の下に「を合算した額」を加え、同表百八十七の項金額の欄を次のように改める。

変更の認定の申請に係る一の建築物ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した額

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して新たに追加しようとする建築物 前項の規定により算出した額

ロ その他の建築物 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第三十条第二項の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額を加えた額)

(1) 申請に併せて適合証等を提出する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (一) 一戸建ての住宅に係る申請をする場合 百八十六の項のイ(1)に定める金額の二分の一に相当する金額
 - (二) 一戸建ての住宅以外の住宅に係る申請をする場合 百八十六の項のイ(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十六の項のイ(2)に定める金額の二分の一に相当する金額
 - (三) 住宅の用途に供しない建築物に係る申請をする場合 百八十六の項のイ(3)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十六の項のイ(3)に定める金額の二分の一に相当する金額
 - (四) 複合建築物に係る申請をする場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額
 - (イ) 住宅の用途に供する部分 百八十六の項のイ(4)(一)に定める金額の二分の一に相当する金額
 - (ロ) (イ)に掲げる部分以外の部分 百八十六の項のイ(4)(二)に定める金額の二分の一に相当する金額
- (2) 申請に併せて適合証等を提出しない場合
- (一) 一戸建ての住宅に係る申請をする場合 百八十六の項のロ(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十六の項のロ(1)に定める金額の二分の一に相当する金額
 - (二) 一戸建ての住宅以外の住宅に係る申請をする場合 百八十六の項のロ(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十六の項のロ(2)に定める金額の二分の一に相当する金額
 - (三) 住宅の用途に供しない建築物に係る申請をする場合 百八十六の項のロ(3)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十六の項のロ(3)に定める金額の二分の一に相当する金額
 - (四) 複合建築物に係る申請をする場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額
 - (イ) 住宅の用途に供する部分 百八十六の項のロ(4)(一)に定める金額の二分の一に相当する金額
 - (ロ) (イ)に掲げる部分以外の部分 百八十六の項のロ(4)(二)に定める金額の二分の一に相当する金額

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四号)の施行の日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第二十号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第六の十一の項中

千九百円

を

千九百円(政
二第六号に掲
由のため免許
とができなか
らなれば、

令第三十三条の六の
げるやむを得ない理
証の更新を受けるこ
った者に対する試験
八百円)

に改め、同表十四の項中

第一種運転免許又は第二種運転免
許に係る免許証

二千五百円(法第九十二条第一項
後段の規定により、一の種類の運
転免許に係る免許証に他の種類の

第一種運転免許又は第二種運転免
許に係る免許証(政令第三十三条
の六の二第六号に掲げるやむを得
ない理由のため免許証の更新を受
けることができなかつた者で、法
第九十七条の二第一項第三号に該
当して同項の規定の適用を受ける
場合を除く。)

二千
後段
転免
運転
の種
交付
千五
免許

運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、二千五百円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載することにより二百円を加えた額)

五十円（法第九十二条第一項の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証のみに代える場合にあつては、二十円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載することにより二百円を加えた額）

百円（法第九十二条第一項後規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証のみに代える場合にあつては、千七に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載することにより二百円を加えた額）

を

第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者で、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限り。）	二百
	千七
	段の
	免許
	転免
	種類
	付に
	百円
	に係
	円を

に改め、同表十五の項中「三千五百円」を「二千二百

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる日から施行する。

山梨県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十一号

山梨県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

山梨県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

- 一 心身の故障により年金の受領及び管理を適正に行うことができない者として規則で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十二号

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例（平成十九年山梨県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条第一項第一号中「及び次号」を「、次号及び第八条」に改め、同項第二号中「受けた者で県内の大学の医学を履修する課程を修めて卒業したものが、当該大学」を「受けた者が、大学」に改め、「実施する臨床研修」の下に「（専門研修を受ける者にあつては、県内の病院が実施する臨床研修及び専門研修）」を、「臨床研修を受けた期間」の下に「（専門研修を受ける者にあつては、県内の特定公立病院等において臨床研修及び専門研修を受けた期間）」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、

五十円」に改める。

第五号を第四号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

第八条中「までに」の下に、「第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金にあつては臨床研修を開始した日から当該各号に掲げる理由が生じた日までの日数に應じ、第三種医師修学資金にあつては貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる理由が生じた日までの日数に應じ、それぞれ年十パーセントの割合で計算した利息を付して」を加え、同条第二号中「第五号」を「第四号」に改める。

第九条中「第五号」を「第四号」に改め、「受けた修学資金」の下に「及び第八条の規定により当該修学資金に付された利息（以下この項及び次条において「修学資金等」という。）」を加え、「ときは、修学資金」を「ときは、修学資金等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、知事は、特に必要があると認めるときは、第八条の規定により修学資金に付された利息の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部又は一部を免除することができる。

第十条中「期間は、修学資金」を「修学資金等」に改め、同条第三号中「により修学資金」を「により修学資金等」に改める。

第十一条中「ときは、返還すべき」の下に「当該修学資金の」を加える。

第十三条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条中「までに」の下に「、貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる理由が生じた日までの日数に應じ、年十パーセントの割合で計算した利息を付して」を加える。

第十八条中「受けた研修資金」の下に「及び第十七条の規定により当該研修資金に付された利息（以下この項及び次条において「研修資金等」という。）」を加え、「ときは、研修資金」を「ときは、研修資金等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、知事は、特に必要があると認めるときは、第十七条の規定により研修資金に付された利息の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部又は一部を免除することができる。

第十九条中「期間は、研修資金」を「期間は、研修資金等」に改め、同条第二号中「理由により研修資金」を「理由により研修資金等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の規定は、

この条例の施行の日以後に貸与の契約をする修学資金及び研修資金について適用し、同日前に貸与の契約をした修学資金及び研修資金については、なお従前の例による。

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例及び山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十三号

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例及び山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

(山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「授業料」の下に「、入校料」を加え、同条第二号中「休学」の下に「、経済的困難」を加える。

(山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「休学」の下に「、経済的困難」を、「受講料」の下に「、入校料」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に山梨県立職業能力開発校に入校する者から徴収した入校料(当該入校を許可したときに徴収したものに限り。)について適用し、同日前に同校に入校した者から徴収した入校料については、なお従前の例による。

(山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に山梨県立産業技術短期大学校に入学する者から徴収した入校料(当該入学を許可したときに徴収したものに限り。)について適用し、同日前に同校に入学した者から徴収した入校料については、なお従前の例による。

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十四号

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イを次のように改める。

イ 心身の故障により土砂の埋立て等を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

第九条第一項第一号リを同号ヌとし、同号チ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号チを同号リとし、同号ト中「ホ」を「ヘ」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「リ」を「ヌ」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号中口から二までをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十九条第一項第一号及び第七号中「リ」を「ヌ」に改める。

第二十二条中「ホ又はリ」を「ヘ又はヌ」に改め、同条第一号中「ヘ」を「ト」に改める。

第二十三条中「ホ又はリ」を「ヘ又はヌ」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前になされたこの条例による改正前の第十九条第一項の規定による許可の取消しの効力については、なお従前の例による。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十五号

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県立学校設置条例（昭和三十九年山梨県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

「山梨県立市川

第二条中「山梨県立市川高等学校 山梨県西八代郡市川三郷町」を

高等学校 山梨県西八代郡市川三郷町

高等学校 山梨県西八代郡市川三郷町」に改める。

第二条 山梨県立学校設置条例の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県立増穂商業高等学校 山梨県南巨摩郡富士川町」を「山梨県立増穂商業高等学校 山梨県西八代郡市川三郷町」に、「山梨県立峡南高等学校 山梨県南巨摩郡身延町」を「山梨県立峡南高等学校 山梨県西八代郡市川三郷町」に改める。

附則

第一条の規定は令和二年四月一日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十六号

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例（昭和二十六年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「受給権者（次項）の下に「及び第五条の二第一項」を加える。

第五条の二第一項中「及び留学を許可された生徒」を「留学を許可された生徒及び受給権者である生徒であつて教育委員会が定める定時制の課程又は通信制の課程に在学するもの」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十七号

山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する

条例

山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例（昭和五十五年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条本文中「休学」の下に「経済的困難」を、「授業料」の下に「又は入学料」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の規定は、この条例の施行の日以後に山梨県立宝石美術専門学校に入学する者から徴収した入学料（当該入学を許可したときに徴収したものに限り。）について適用し、同日前に同校に入学した者から徴収した入学料については、なお従前の例による。

専門学校山梨県立農業大学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十八号

専門学校山梨県立農業大学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例

専門学校山梨県立農業大学校授業料、入学料及び入学検定料条例（平成十九年山梨県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条本文中「休学」の下に「経済的困難」を、「授業料」の下に「又は入学料」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の専門学校山梨県立農業大学校授業料、入学料及び入学検定

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

料条例の規定は、この条例の施行の日以後に専門学校山梨県立農業大学校に入学する者から徴収した入学料（当該入学を許可したときに徴収したものに限り。）について適用し、同日前に同校に入学した者から徴収した入学料については、なお従前の例による。

山梨県卸売市場条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十九号

山梨県卸売市場条例を廃止する等の条例

（山梨県卸売市場条例の廃止）

第一条 山梨県卸売市場条例（昭和四十六年山梨県条例第四十六号）は、廃止する。

第二条 山梨県卸売市場条例の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「山梨県職業能力開発審議会」を「山梨県職業能力開発審議会」に改める。

別表第一一号の表山梨県卸売市場審議会の項を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる日から施行する。

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

感染症診査協議会の委員
山梨県卸売市場審議会の委員

を 感染症診査協議会の委員

に改める。